

令和 8 年 7 月 29 日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	7
一般質問	9
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議員の派遣について	41
日程の追加	42
特定事件の委員会付託	42
閉会	42

秩父広域市町村圏組合告示第 5 0 号

令和 8 年第 2 回秩父広域市町村圏組合議会 7 月定例会を、次のとおり招集する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

秩父広域市町村圏組合
管理者 富 田 能 成

1. 期 日 令和 8 年 7 月 2 9 日（水）午前 1 0 時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎 4 階議場

令和8年7月29日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和8年7月29日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 9 号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第10号 秩父広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
- 第 8 議案第11号 秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第12号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第13号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第14号 令和8年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第12 議案第15号 令和8年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）
- 第13 議案第16号 財産の取得について
- 第14 議案第17号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について
- 第15 議員の派遣について
- 追加日程
- 第16 特定事件の委員会付託

(開会 午前10時00分)

出席議員(16名)

1番	本橋貢	議員	2番	堀口義正	議員
3番	坂本勝幸	議員	4番	内田均	議員
5番	菅沼史明	議員	6番	宮前昌美	議員
7番	高野宏	議員	8番	小櫃市郎	議員
9番	宮原みさ子	議員	10番	関根修	議員
11番	若林光雄	議員	12番	四方田実	議員
13番	大島瑠美子	議員	14番	新井利朗	議員
15番	猪野茂	議員	16番	今井敏夫	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

富田能成	管	理	者
清野和彦	副	管	理
黒澤栄則	理		事
鈴木日出男	理		事
森真太郎	理		事
鈴木光一	監	査	委
濱田雅之	事	務	局
鈴木千野	会	計	管
鈴木和行	消	防	長
北堀史子	水	道	局
本峯治彦	事	務	局
千嶋浩	事	務	局
岩田聡	事	務	局
引間宣行	消	防	本
町田忠男	水	道	局
引間逸朗	財	務	課
四方田敏行	総	務	課

堀 口 勉 予 防 課 長

職務のため出席した事務職員

千 嶋 浩 書 記 長
柴 田 卓 也 書 記

午前 10 時 00 分 開会

○開会・開議

議長（小櫃市郎議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を開会をいたします。
これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小櫃市郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（小櫃市郎議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名をいたします。
9番 宮 原 みさ子 議員
10番 関 根 修 議員
11番 若 林 光 雄 議員
以上3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長（小櫃市郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と言う人あり)

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定をいたします。

○諸報告

議長（小櫃市郎議員） 次に、諸報告を行います。
まず、管理者から令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計に係る予算繰越額、継続費の精算及び資金不足比率についてそれぞれ報告がございました。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

鈴木監査委員。

(鈴木光一監査委員登壇)

鈴木光一監査委員 監査委員の鈴木でございます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年1月から5月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高はいずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年5月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億3,520万6,874円、水道事業会計の残高は32億3,697万7,999円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（小櫃市郎議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（小櫃市郎議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（小櫃市郎議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(富田能成管理者登壇)

富田能成管理者 皆様、おはようございます。小櫃議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきますと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、傍聴の皆様、本日はありがとうございます。

今年の梅雨入りは、平年並みの6月7日で昨年よりも16日遅く、梅雨明けも平年並みの7月20日で昨年より22日遅くなりました。梅雨の前半は梅雨らしい気候が続いた中で、平年の2倍近いペースで台風が発生するとともに、この一月半の間に震度5以上の地震も複数回発生しており、各地で大雨と地震による被害が発生いたしました。昨日は熊本県内におきまして大きな地震がありました。

まだ被害の全貌が明らかになっていなく、復旧の途上と認識をされております。改めて熊本の皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復旧、復興を願っております。

また、7月17日には関東北部で激しい雨が降り続き、県内では深谷市、寄居町、本庄市などで大雨危険警報が発表され、群馬県太田市、伊勢崎市などの東毛地区、栃木県足利市、佐野市などの両毛地区では大きな被害を受けました。こちらでも改めてお見舞いを申し上げます。

さて、私たちの秩父地域は災害に強い地域と言われていますが、ここから先どんな災害に見舞われるか分からないところであります。私たちとしては気を引き締めて、地域住民が安全に安心して暮らせるようしっかりと対処してまいりたいと存じますので、議員の皆様の引き続きのご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

そして、もう一つ、今日は水道事業に関しまして大変に明るいお話がありますので、お話をさせていただきたいと思います。私たちは水道を広域化して10年間、国庫補助をいただきながら広域化事業を推進してきました。この10年間の間に、令和元年の台風19号の被害やコロナ禍といった想定外の事象もありました。それらを踏まえて、この国庫補助の期間の延長をずっと要望してきておりましたが、このたび国交省のほうから、9年間の長きに及び運営基盤強化等事業ということで国庫の補助が受けられる運びとなりました。これはここまで至るまでに、手前みそながら、水道局がしっかりシナリオを書いて交渉を続けてきたということ、そして国会議員の先生、県会議員の先生、そして皆様方、市、町議会議員の先生方に要望のご協力をいただいたことなどが大きな力になっています。そして、何よりこの秩父地域の水道広域化事業が日本の中山間地における未来の水道の経営の形として、フロントランナーとして認められ、国として支援しやすい形になってきているということも大きな要因だというふうに私は認識しています。私たちが苦労して積み上げてきたこの広域化事業、これから先もしっかり進めてまいりたいと思いますので、どうぞご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、それでは本日執行部でご提案いたします議案の概要について説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は9件でございます。

まず、議案第9号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の承認を得たいため提出するものであります。

次に、議案第10号 秩父広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設を設置または変更する際に実施する生活環境影響調査の結果の縦覧及び利害関係者からの意見書の提出手続について定めたいため、条例の整備を行いたいものでございます。

次に、議案第11号 秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法

律（令和6年法律第65号）の一部施行に伴い、当該規定を引用する条例について所要の改正を行いたいものでございます。

次に、議案第12号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則15—14の一部を改正する人事院規則が施行されたことに伴い、犯罪被害等の保護と支援の強化を目的に所要の改正を行いたいものでございます。

次に、議案第13号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、総務省消防庁から林野火災予防の実効性を高めることを目的に火災予防条例（例）の一部改正に関する通知が発出されたことに伴い、所要の改正を行いたいものでございます。

次に、議案第14号 令和8年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましては、循環型社会形成推進交付金に係る歳入補正、同交付金に伴う事業の変更等の歳出補正及び清流園運営管理業務委託に係る債務負担行為の設定を行いたいものでございます。

次に、議案第15号 令和8年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）につきましては、消費税及び地方消費税還付金の変更、委託料及び路面復旧費の追加計上、給水装置工事助成金交付要綱の制定に伴う補助金の新規計上について補正を行いたいものでございます。

次に、議案第16号 財産の取得については、秩父消防署東分署に配備する高規格救急自動車の取得について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めたいものでございます。

次に、議案第17号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましては、平沼邦夫委員が本年7月31日付で任期満了となるため、後任の委員を地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を得て選任したいものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当から説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

秩父地域に夏の到来を告げる各地のお祇園も終わり、連日のように厳しい暑さが続いておりますが、議員の皆様にはご自愛をいただき、ご健勝にて秩父圏域の発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、管理者の挨拶の結びとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○一般質問

議長（小櫃市郎議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含め60分以内となっておりますことに特にご留意いただきますようお願いをいたします。また、

これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

4 番、内田均議員。

(4 番 内田 均議員登壇)

4 番（内田 均議員） 皆さん、こんにちは。議席番号 4 番、秩父市議会の内田です。暑さの厳しい中、今日も大変暑くなって、また昨日は昨日でちょっと涼しいような変な天気になっていますけれども、暑かったり寒かったり、体調を崩さないように、皆さん気をつけてこの夏を乗り切っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ご多用と思いますが、傍聴にお越しいただきありがとうございます。広域市町村圏組合一般質問は、今回初めてとなります。緊張の中、どうか頑張って質問を行いますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

早速ですが、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。今回の質問は、大きく分けて 2 つの質問となります。

1 つ目、水道事業の漏水及び有収率についてお聞きします。2021 年から 2026 年の 5 年間の経営状況指針として、経営審議会から 51% の水道料金の値上げの答申がなされました。当組合の水道料金は埼玉県内でも高額のため、住民の生活や地域の経済活動に与える影響を考慮した結果、構成市町の一般会計からの繰入れにより、36% の最終圧縮に落ち着きました。人口減少や水道管の老朽化が深刻化となり、水道事業は全国的に見ても大変厳しい状況です。

当地区の水道事業の始まりは、秩父市は 1924 年、大正 13 年、横瀬町は 1956 年、昭和 31 年、皆野町は 1957 年で昭和 32 年、小鹿野町は 1966 年、昭和 41 年、長瀬町と皆野町は共同で 1962 年、昭和 37 年、給水開始は 1966 年の昭和 41 年となっております。したがって、老朽化が著しく心配になっております。

そこで質問です。(1) として、漏水と有収率についてお聞かせください。

①として、有収率がどのくらい減っているのかお聞かせください。

②として、1 市 4 町過去 5 年間の漏水工事数と金額を教えてください。

③として、漏水箇所 1 回の修理費は平均どのくらいかかるのか教えてください。

(2) として、以前漏水箇所を衛星を使って調べるとしていましたが、調査結果について教えてください。

大きな 2 点目、休日、クリーンサンデーでのごみ処理についてお聞かせください。6 月の第 3 日曜日、この日がクリーンサンデーでありました。クリーンセンターが稼働しているとお聞きし、行ったところ大変な混みようで、入り口の正門、下のところまでつながってありました。また、上の駐車場、ここは一周できるのですが、この一周するところも車でいっぱいでした。また、その下、一方通行に入る手前のところの交差する箇所には誘導員の職員も配置されておりました。

そこで質問です。(1)、第3日曜日のごみ処理にどのくらいの台数が来るのかお聞かせください。

(2)、他の連休日はどうかお聞かせください。

(3)、この対策は、混まないようにするための対策は考えているのかお聞かせください。

以上で壇上での質問となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。ご答弁よろしくお願ひします。

議長（小櫃市郎議員） 4番、内田均議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

(北堀史子水道局長登壇)

北堀史子水道局長 それでは、ご質問の1、漏水及び有収率について順次お答え申し上げます。

まず、①、有収率がどのくらい下がっているかについてでございますが、有収率につきましては、水道料金の徴収対象となった年間総有収水量を浄水場から送り出した年間総配水量で除した割合を示すもので、この有収率が低下するということは、作った水が漏水等によりお客様の元へ届く前に失われ、料金収入に結びつかない割合が増加していることを表しております。

本組合における有収率の過去の値につきましては、令和2年度81.2%、令和3年度81.8%、令和4年度81.9%、令和5年度83.2%、令和6年度においては77.7%へと低下、令和7年度はさらに74.1%へと低下しており、令和6年度県平均値92%と比較しても低い数値であり、健全な水道事業の経営を目指す上で大きな問題と認識しております。

続きまして、②、過去5年間の各市町ごとの給水管の漏水修繕工事件数及び金額についてお答えいたします。なお、金額につきましては1万円未満切捨てで申し上げます。

まず、秩父市、令和3年度件数631件、金額5,385万円、令和4年度件数600件、金額5,329万円、令和5年度655件、5,604万円、令和6年度605件、5,936万円、令和7年度825件、7,692万円です。

続きまして、横瀬町、令和3年度71件、419万円、令和4年度96件、505万円、令和5年度104件、568万円、令和6年度118件、884万円、令和7年度103件、749万円です。

皆野町、令和3年度52件、933万円、令和4年度53件、874万円、令和5年度69万円、833万円、令和6年度52件、877万円、令和7年度69件、775万円。

続きまして、長瀬町です。令和3年度49件、688万円、令和4年度39件、480万円、令和5年度127件、1,262万円、令和6年度83万円、1,097万円、令和7年度62件、776万円。

続きまして、小鹿野町ですが、令和3年度60件、521万円、令和4年度71件、570万円、令和5年度87件、891万円、令和6年度95件、1,314万円、令和7年度79万円、1,049万円でございます。

以上、トータルしまして、この5年間で1市4町全て合わせまして1,138件、金額に直すと1億1,044万円となっております。いずれにいたしましても、給水管の漏水修繕は件数、金額ともに増加傾向が続いている状況となります。

続きまして、③、給水管漏水1か所の修繕費についてお答え申し上げます。先ほどお答えいたし

ました修繕件数及び金額から算出いたしますと、1件当たりおよそ10万円前後となります。なお、これらの金額は漏水を早急に修繕するための部分補修など、必要最小限の工事によるものでございます。

続きまして、(2)、衛星による漏水調査の結果についてのご質問にお答え申し上げます。昨年度人工衛星を用いた漏水調査を行った結果、漏水の可能性を示す地点は各地に多数散在している調査内容となりました。

なお、本年度において、この結果に対する実地の音聴調査を実施し、整合性の検証を進めているところでございます。今後この検証結果に基づき、衛星による調査が有効な手段であるかどうかを判断するとともに、新たなDX技術を含めて情報を収集し、今後の漏水対策に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 事務局長。

（濱田雅之事務局長登壇）

濱田雅之事務局長 内田議員のご質問2休日のごみ処理について順次お答え申し上げます。

まず、(1)、第3日曜日のごみ処理にどのくらいの台数が来るのかについてでございます。平日に施設へごみを持ち込むことができない住民の皆様を対象に、平成11年2月から毎月第3日曜日をクリーンサンデーとして実施しております。令和7年度におけるクリーンサンデーの持込み台数は、クリーンセンターが4,858台、1日当たりの平均が405台、環境衛生センターが2,320台で1日平均が193台でございました。

次に、令和3年度から令和7年度までの過去5年間を見ますと、クリーンセンターは年度により増減はございますが、年間4,500台から4,900台程度で推移をしております。また、環境衛生センターは、令和3年度の2,813台から令和6年度には2,295台まで減少いたしましたが、昨年度は25台増加している状況でございます。

次に、(2)、ほかの連休はどうかについてでございます。令和7年度の1年間における1日当たりの平均持込み台数は、クリーンセンターが205台、環境衛生センターが68台でございました。5月の大型連休中の平日、お盆期間の平日、年末の12月29日及び30日について、過去5年間における1日当たりの平均持込み台数を比較いたしますと、まず5月の大型連休中の平日はクリーンセンターが1日当たり300台で約1.5倍、環境衛生センターが1日当たり113台で約1.7倍でございました。

また、お盆期間の平日は、クリーンセンターが1日当たり179台で約0.9倍、環境衛生センターが1日当たり76台で約1.1倍でございました。

最後に、年末の12月29日及び30日でございますが、クリーンセンターは1日当たり450台で約2.2倍、環境衛生センターは1日当たり230台で約3.4倍でございました。このように、大型連休中の平日と年末の12月29日及び30日はクリーンサンデーと同様に持込み台数が非常に多く、特に年末の12月

29日及び30日は大掃除をされるご家庭も多いことから、一段と混雑する状況でございます。

なお、お盆期間の平日は一般的な平日と同程度かそれ以下の持込み台数となっております。これにつきましては、季節的に非常に暑い時期であることから、8月は全体を通じて持込み台数が少ない傾向にあると考えております。

次に、(3)、対策は考えているかについてでございます。まず、日曜日の開場日を増やす方法が考えられますが、受入れ業務の中心となる施設職員におきましては、施設の維持管理や収集対応のための休日出勤もございまして、人的な余裕が少ない状況です。現在の働き方改革に逆行し、職員の負担が増加することからも難しいと考えております。

現在クリーンセンターにおきましては、持込み車両の車列が県道に達すると見込まれる場合、職員駐車場を周回させるなどの交通対策を講じております。一方で、混雑する日におきましても、午後は比較的空いていることが多い状況でございます。また、月ごとに見ましても、過去の統計から4月から6月、11月、12月は混雑することが多く、8月及び1月から3月は比較的空いておりますが、今まで積極的な周知はしておりませんでした。今後は組合ホームページや公式X、ごみ分別アプリ、広報紙等の情報発信ツールを有効かつ積極的に活用し、統計から見た混雑する時期や時間帯などをお知らせすることで搬入の分散を図ってまいります。これと併せまして、一度に同一車両によりクリーンセンターと環境衛生センターへの両施設へ搬入される方もいらっしゃいますが、可燃ごみと不燃ごみの事前の分別が不十分ですと施設での荷下ろしに大変時間を要してしまいます。このため、ごみを積み込む段階で適切に分別し、効率よく荷下ろしができるよう、住民の皆様へより一層のご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

北堀史子水道局長 すみません、先ほどの答弁の中で一部間違いがございましたので、訂正のほうさせていただきます。

まず、過去5年間の各市ごとの給水管の件数についてですが、皆野町の令和5年度の件数を69万円と申し上げましたが、69件の誤りでございます。また、長瀬町の令和6年度の件数を83万円と申し上げましたが、こちらは83件の誤りでございます。小鹿野町、令和7年の件数を79万円と申し上げたのも、これも79件の間違いでございます。

それと、過去5年間の総計の数字を令和7年度の計を言ってしまいましたので、1市4町の5年間の総計をもう一度改めてご答弁申し上げます。5年間で4,855件、金額で申し上げますと4億6,022万円のものが正しいものでございます。大変申し訳ございませんでした。

議長（小櫃市郎議員） 4番、内田均議員。

4番（内田 均議員） ご答弁ありがとうございました。

ここで私は有収率の推移を見ていたところ、かなり悪い状況ということが判断できると思います。

84.2%から74.1%まで下がっているのですが、これは漏水が増えているということになると思います。この漏水を見ると、やっぱり給水管だけではなくて、広域関係者から聞くと、本管のほうもかなりやられているのではないかという話をお伺いしました。この給水管とは別に、本管との漏水の違い、これを教えていただけますか。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

北堀史子水道局長 漏水の関係に関して、配水管との違いということですが、配水管の過去5年間の地域別の漏水件数、金額についてのお答えをまず答弁に代えさせていただきます。

まず、令和3年度ですが、秩父市が56件で1,973万円、令和4年度が49件、1,563万円、令和5年度が50件、2,067万円、令和6年度が42件、1,530万円、令和7年度が60件、2,059万円でございます。横瀬町が令和3年度は3件、58万円、令和4年度が2件、31万円、令和5年度が1件、26万円、令和6年度が3件、113万円、令和7年度が1件、17万円、皆野町は令和3年度が2件、67万円、令和4年度が6件、208万円、令和5年度が9件、408万円、令和6年度が11件、410万円、令和7年度が9件、368万円、長瀬町は令和3年度はございませんでした。令和4年度が5件、94万円、令和5年度が2件、276万円、令和6年度が2件、48万円、令和7年度が1件、30万円、小鹿野町が令和3年度が6件、125万円、令和4年度が1件、18万円、令和5年度が5件、114万円、令和6年度が9件、256万円、令和7年度が6件、209万円でございます。総計しますと5年間で、全体で341件、金額にいたしますと1億2,007万6,000円となります。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 4番、内田均議員。

4番（内田 均議員） 今のが本管に値する値ですね。分かりました。ありがとうございます。

いずれにしても、ちょっと分かりにくかったのは、本管と給水管の分岐点がどこかというのは、ちょっと工事関係者に聞いてもよく分かりませんでした。私とその工事関係者の人に聞いたのは、第1止水弁のところから1メートルと言っていた気がするのですが、そこは本管に当たるということで、これは前回いただいた資料の中のものを見ると、もう本管から出てすぐ個人的な給水管ですよと、あれでよろしいのでしょうか。ちょっとこの状態なのです。本管から出てすぐ、もうここからが給水管ですよと、個人の持ち物ですよということなのですが、そういうことも一応。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

北堀史子水道局長 本管は本管でうちのものですが、本管についている止水弁、個人が引くためにつけた第1止水弁から先は全部給水管になりますので……失礼いたしました。本管についている分水サドルまでが水道局が持っているところで、そこから先のところは全て給水装置、給水管と言われるものになります。

議長（小櫃市郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時38分

再開 午前 10時39分

議長（小櫃市郎議員） 再開いたします。

水道局長。

北堀史子水道局長 大変失礼しました。分水サドルも給水装置になりますので、配水管についている分水サドルからメーターの先、1次、2次側まで全てが給水管になります。なので、この図で申し上げますと、この車のマークがついている下のところに給水管の本管がございまして、ここに分水サドルがついておりまして、そのサドルから中側、家側が全て給水管という形になります。分かりづらくて申し訳ないです。

以上でございます。大変失礼いたしました。

議長（小櫃市郎議員） 4番、内田均議員。

4番（内田 均議員） ありがとうございます。この給水管についてのこれからいろいろなものが出てくるのだと思いますが、いずれにしても漏水率がかなり上がっているということなので、先ほど管理者から話がありましたように、公共のお金を使ってどうにか本管と個人宅の給水管の修理にこれからやっていかないと、今度の5年間、やっぱりこれはまた同じような結果になって、個人、全体でも住民の負担にはね返ってくる可能性が大ですので、ぜひ修理のほうも配分を考えていただいて、本管の修理は当然ですが、給水管のほうの修理についてもやっていかないと、東京などは有収率が98%とかかなり高いです。ここへ来て74.1%ということはかなりの漏水が考えられますが、そういうことでこれを早くやらないと、この5年間でまた同じことが起きて、住民の皆さんに負担がかかるということにはね返ってくるおそれがありますので、ぜひこれはやらなくてはいけない事業だと思います。修理の在り方について、これからいろいろ皆さんで考えていかななくてはいけないのではないかなと思われますので、よろしくお願いいたします。

この取替工事もこれからしていただけるかどうか、質問とさせていただきます。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

北堀史子水道局長 まず、配水管についての分担については、先ほど管理者もお話しいただきましたとおり国の補助金のほうが9年間つくということになっておりますので、これは力を入れて配水管の布設替え、老朽管については耐震化も併せてやっていきたいと思っております。ただ、議員のおっしゃる給水管の取替えについては、以前も申し上げましたとおり、給水管は個人の所有物でございます。個人の方々が引替えをしていただかないと、水道局で所有しているものではございませんので、積極的に引替えというのはできません。私ども水道局ができるのは、あくまでも1次側の漏水に対して応急的な修繕を行うのみでございます。これがどんどん、どんどん増えていくというこ

とで、今水道局でも問題視しております。住民の皆様のご理解をいただいて、給水管の布設替えについて個人の方々にお願いをしていきたい、周知をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 4番、内田均議員。

4番（内田 均議員） やっぱそういうふうに、個人のものということですので、これをやっていただかなくてはいけないというスタンスなのでしょうけれども、年金受給者が、大体平均で言えば、1回の漏水箇所を直すとしても10万円近くかかると、やっぱりこれは大変だというふうに思います。この表面に出てきた分かる範囲だったら、ここから漏水しているのですよと、そうしたらどうにかすぐしなくてはいけないというのは分かるのですが、現在74.1%の中の表面に出ているのはどのぐらいなのかは分からないと思います、はっきり言って。これを衛星で見ていただくということなのですが、音聴で探ってこれから検証していくということなので、そういうことでやっても、実際表に出ていないのだからいいのではないかと、漏水して困ったらそのとき修理すればいいのだよと。今まで私も経験上、漏水したら水道局のほうにお願いすると大体修理してくれて、実費がかからなかったということでありました。ここへ来て、やっぱり給水管は個人のものだから、これから個人で直していただかなければいけないのだとなった場合に、本当に年金受給者の人たちとか、すぐ手持ちのお金がないよという人たちが困るのではないかなと、本当にやってくれるのかなと。やらなくてはならないというは分かっているのです。ただ、本当にやっていただけるかどうか、本当に心配なところなのです。言葉でその話を、住民によく分かっていただける発信をこれからしていただきたいと思います。そのような発信を受けて、これから漏水は、給水管、配水管のほうなのですが、個人で直していただくというスタンスでやるわけですね。今までは善意だったのではないかなと思うのですが、善意とは言わない、水道局のほうで工事をしていただいたのも、どこからの判断でもう個人でやってくれ、この漏水は個人の負担になりますというのが周知徹底できるのか、そこをお願いします。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

北堀史子水道局長 私どもは給水管の修繕をやらないと言っているわけではなく、今までどおり1次側、メーターより手前のほうの修繕につきましては、今までどおり修繕はいたします。ただ、あくまでも補修です。なので、そこを新たに引き替える。穴が開けばそこはもう古くなっている管ですから、家と同じように、屋根とかそういうものと同じように、見えないだけで老朽化しているというのは事実です。その老朽したものを個人で引いた方が個人で直していただきたいということをお願いしていく、ここに力を入れていきたいと思っております。なので、応急修繕にはもちろん当然に水道局が対応してまいります、その数がどんどん頻発しているというのが今現状でございますので、その辺を含めては広報紙とかいろんな形で、いろんな媒体を使って皆様に広報してまいりますと考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 4番、内田均議員。

4番（内田 均議員） ありがとうございます。一安心はしました。漏水箇所だけは、取りあえずは広域で直していただけるということですね。そういうことでこれからは、古くなっているのは当然なっているので、これからもそういう給水管を直す場合はいろいろな方法を考えていていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

次に、休日のごみ処理についての関係なのですが、先ほど聞きましたところ、すごくクリーンサデーの日はかなり多いのです。やっぱり今働いている人でどうしても普通の日に出せない、朝出せない、そういう人が多いのだなと思われました。量的には少ないのでしょうけれども、私が行ったときは6月の第3日曜日だったのですが、荷を下ろすまでに40分かかりました。今まで外に、あそこの門までになってきていました。引き返す人もいました。来て、あんまり多いので引き返していったのだと思うのですが、外の道路までいくようなことは今まであったでしょうか、お願いします。

議長（小櫃市郎議員） クリーンセンター所長。

岩田 聡事務局次長兼秩父クリーンセンター所長 内田議員の再質問にお答えいたします。

混雑時の車列がクリーンセンターの門の外まで出たというお話ですけれども、このご質問に対しまして、先ほど局長の答弁にもございましたように、職員駐車場を周回する措置を行っておりますので、県道に出てしまうというほどの車列になるということは、そう多くはないというふうに考えておりますけれども、統計は取っておりませんので、具体的な数というのは分からない状況でございます。

なお、職員駐車場を周回する措置を行うことが多い時期でございますけれども、クリーンサデーでは搬入件数の多い4月から6月、それと年末に近い11月及び12月が多い状況でございます。また、平日では月曜日などの休み明けもかなり多い状況でございます。

次に、県道に出てしまう車列の長さでございますけれども、状況によっては数台が県道に出てしまうことがあるということも認識しております。特に年末の12月の29日及び30日では、一般の家庭のみを対象にしたクリーンサデーとは異なりまして、通常の日ということもありますので、事業所の持込み、それとごみ収集車、あとはごみ収集の許可業者、これらの車両もございますので、さらに混雑する状況でございます。近年で最も混雑したと思われまして昨年の12月29日、こちら月曜日でございましたが、この例で申し上げますと、ごみ収集車42台を含む625台の搬入がございました。職員駐車場を周回する措置を行ってもなお県道の札所1番方向に10台ほどの車列ができていたということを職員が確認してございます。このようなこともございますので、引き続き円滑かつ安全な受入れができるように対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 4 番、内田均議員。

4 番（内田 均議員） ありがとうございます。私が行ったときもやっぱり上の周回をしていました。その今の答弁の中では、12月29日は10台ほどその道路にはみ出して並んでいたということで、やっぱり道路はそんなに混雑はしてはいないから、まだ大丈夫なのではないかなとは思っているのですが、交通事故でも起こさないように対処していただければありがたいと思いますので、その点もしそういうような状況が起きた場合は誘導員を手配するとか、そういう形を取っていただければと思います。

私が考えた対策というのが、今上の職員の駐車場が一方通行になっているのですけれども、この一方通行を逆走してやれば、交差が2つほど減るのです。最後の出るところと向かうところがちょっと交差するところになるのですけれども、そういういろいろなごみを受け入れるところは青信号、赤信号があって、もしこれから職員の働き方改革だとか、そういうことで職員の休日出勤を減らしたいということであれば、やっぱり信号機をつけてあそこを、ちょっと一方通行を逆走するような形のやり方をしたらどうかなと私なりに考えました。そんなに費用はかからないのではないかなと、職員1人減らせるなと思いましたので、その点について考えがあればお願いします。

議長（小櫃市郎議員） 事務局長。

濱田雅之事務局長 内田議員の再々質問についてお答えをいたします。

ただいまのご提案に関しまして、クリーンセンターでは先ほどのとおり交通整理を行い、搬入者の安全を確保することが極めて重要でございますので、混雑時には1名を増員して職員駐車場を周回させるというような措置を講じております。いずれにいたしましても職員間で今後混雑時における対応方法を整理いたしまして、情報を共有化することで円滑な搬入を促し、結果として職員の負担軽減につなげてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 4 番、内田均議員。

4 番（内田 均議員） ありがとうございました。

以上で私の質問は終わりとさせていただきます。いろいろありがとうございました。

議長（小櫃市郎議員） 4 番、内田均議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10時57分

再開 午前 11時10分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） これより議案審議に入ります。

議案第9号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第9号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。別冊の令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計決算書によりご説明申し上げます。お手元の冊子を御覧ください。

最初に、決算書の2ページを御覧ください。2ページから5ページは、水道事業決算報告書でございます。これは款項に区分した各予算科目について、予算額とこれに対応する決算額を示したものでございます。これらの金額には、消費税及び地方消費税が課税されるものについては、全てその相当額を含んだものとなっております。

まず、2ページ及び3ページは収益的収入及び支出の決算でございます。収入の決算額は、第1款水道事業収益の欄、決算額のとおり35億8,097万1,695円でございます。その内訳は、第1項営業収益23億3,238万1,014円、第2項営業外収益11億9,616万835円、第3項特別利益5,242万9,846円でございます。

次に、支出の決算額は、第1款水道事業費用の欄、決算額のとおり32億6,408万7,446円でございます。その内訳は、第1項営業費用30億9,502万7,453円、第2項営業外費用9,285万1,265円、第3項特別損失7,620万8,728円でございます。

次の4ページ及び5ページは、資本的収入及び支出についての決算でございます。これらの金額につきましても、収益的収支の決算と同様に消費税及び地方消費税の相当額を含んだものとなっております。収入の決算額は、第1款資本的収入の欄、決算額のとおり37億9,404万9,778円でございます。その内訳は、第1項企業債11億円、第2項出資金17億3,252万6,000円、第3項他会計負担金4,260万778円、第4項国庫補助金9億1,431万2,000円、第5項県費補助金461万1,000円でございます。

次に、支出の決算額は、第1款資本的支出の欄、決算額のとおり65億6,968万413円でございます。その内訳は、第1項建設改良費60億8,801万5,250円、第2項企業債償還金4億8,166万5,163円でございます。

4ページの欄外の記載にありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額27億7,563万635円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億9,978万4,756円、当年度分消費税及

び地方消費税資本的収支調整額 1 億2,015万1,776円、過年度分損益勘定留保資金24億5,569万4,103円により補填しております。

続きまして、6 ページ、こちらは水道事業損益計算書でございます。こちらは令和 7 年度における水道事業の経営を明らかにするため、年度中に発生した全ての収益及び費用について、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額、いわゆる税抜き金額を記載したものでございます。

上から11行目、2、営業費用の（5）、資産減耗費の下に行にございます営業損失につきましては8 億8,052万2,569円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業収支は赤字でございます。これは、料金収入では営業活動に伴う経費を賄えず、営業収支において黒字を計上できなかったものでございます。

中段にあります 3、営業外収益の（5）、長期前受金戻入は4 億5,414万3,612円でございます。長期前受金戻入につきましては、過去に受けた補助金等を各年度に分割して収益計上したものであり、現金収入を伴わない収益といえます。言わば理論上の収益といえるものでございます。

次に、下から 3 行目の当年度純損失でございますが、1 億3,483万7,422円の純損失を計上いたしました。なお、昨年度は2,768万2,291円の純損失でございました。この損失の計上につきましては、平成28年度から進めております広域化事業に伴う大規模な施設や管路等の資産の増加に伴い、減価償却費が増加していることが大きな要因となるもののほか、維持管理に伴う費用の増加によるためでございます。

次に、一番下の行の当年度末処分利益剰余金 1 億3,320万1,696円につきましては、当年度純損失に対し前年度から繰り越した利益剰余金 2 億6,803万9,118円を加えたものとなります。

それでは、令和 7 年度収支の主なポイントにつきまして申し上げます。前年と比較し、決算額に大きく相違がある部分についてご説明いたします。

1 の営業収益のうち（1）、給水収益が前年度と比較し約8,233万円の増額となりました。こちらにつきましては、令和 6 年度に秩父市で実施した地方創生臨時交付金を活用した水道基本料金の免除による約6,200万円の減に対しまして、令和 7 年度は実施しなかったことによる影響のほか、一般家庭全般の使用水量は減少傾向であります。大口使用者の企業において使用水量が増加傾向であったことによるものでございます。

（3）、その他の営業収益につきましても、主に令和 6 年度の水道料金免除による負担金の増に対する影響などで令和 7 年度は約5,777万円の減となっております。

次に、2 の営業費用のうち（2）、配水及び給水費につきましては、動力費の増加や委託料の増加等により約5,542万円の増、（4）、減価償却費が償却資産の増加により約6,952万円の増、（5）、資産減耗費につきましては、更新により廃止した施設や管路についての除却費として約1,554万円の増のほか、撤去については約2,223万円の減となります。この撤去費については、令和 6 年度においては横瀬町の姿見山浄水場の解体による費用が発生したことによるもので、差引き約669万円の減とな

っております。

次に、３の営業外収益のうち（５）、長期前受金戻入につきましては、国庫補助事業の進捗により対象資産の増加に伴うもので、約2,733万円の増となっております。

次に、５の特別利益（１）、過年度損益修正益と６の特別損失（１）、過年度損益修正損につきましては併せてご説明をいたします。過年度損益修正益は、過年度に属する収益の修正、精算を特別利益として計上するもので、令和７年度は主に固定資産台帳の見直しにより約5,200万円増加しました。一方で、過年度損益修正損として約7,600万円を特別損失に計上しており、こちらも主に見直しによる過年度の施設や設備等の除却に伴う費用を今年度に計上したものでございます。これら前年度との比較につきましては29ページにまとめてございますので、ご確認いただければと存じます。

次に、８ページから９ページまでは水道事業剰余金計算書でございますが、資本剰余金及び利益剰余金が令和７年度内にどのように増減したか、その経緯を表したものでございます。これら剰余金の令和７年度末残高は11ページの貸借対照表の資本の部にも記載してございます。

次に、８ページ下段、水道事業剰余金処分計算書につきましてご説明いたします。令和７年度決算においては、積立てや資本金の組入れもないため、議会の議決を要する処分については発生せず、１億3,320万1,696円を翌年度に繰越剰余金として繰り越すことといたします。

次に、10ページから11ページは水道事業貸借対照表でございます、水道事業の財政状況を明らかにするため、令和７年度の期末時点において保有する全ての資産と負債及び資本について記載したものでございます。

10ページの一番下にございます資産合計は551億9,318万3,126円、11ページ中ほどの負債合計は227億7,939万5,026円で、下から２行目に記載の資本合計は324億1,378万8,100円でございます。

次に、12ページ、13ページは貸借対照表に対する注記、14ページから31ページにかけましては水道事業報告書、32ページからは水道事業キャッシュ・フロー計算書、34ページから36ページは収益費用明細書、38ページから及び39ページは固定資産明細書、40ページから47ページは企業債明細書でございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で議案第９号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第10号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(濱田雅之事務局長登壇)

濱田雅之事務局長 議案第10号 秩父広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書2ページを御覧願います。本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設を設置または変更する際に実施する生活環境影響調査の結果の縦覧及び利害関係者からの意見書の提出手続について定めるため、新たに条例を制定するものでございます。本案は本則12条と附則で構成されています。

それでは、条文ごとの内容をご説明申し上げます。まずは、目的及び対象に関する規定でございます。第1条は、本条例の目的を規定するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき生活環境影響調査結果の縦覧の手続や意見書の提出方法を定めることで、利害関係者に意見書を提出する機会を付与することとしております。

第2条は、本条例で使用する用語の意義を規定しております。

第3条は、対象となる施設の種類を規定するもので、縦覧及び意見書の提出の対象となる施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に定める一般廃棄物処理施設とすることとしております。

続いて、縦覧の手続に関する規定となります。第4条は、縦覧の告示について規定しており、報

告書等の縦覧場所及び期間のほか施設の名称、施設の設置場所、施設の種類、施設において処理する一般廃棄物の種類、施設の処理能力及び実施した生活環境影響調査の項目を告示することとしております。

3 ページを御覧願います。第5条では、縦覧の場所及び期間について規定しており、縦覧の場所は事務担当課所のほか管理者が必要と認める場所とし、第2項において縦覧の期間を告示の日から30日間と定めております。

第6条は、縦覧者の遵守事項について、違反した場合の措置など、書類の適正な管理を規定しております。

次に、意見書の提出及び管理者の見解に関する規定でございます。第7条は、意見書の提出先等の告示について規定しており、利害関係者が意見書を提出できる旨やその提出先や期限など、必要な事項を告示することとしております。

第8条は、意見書の提出先及び提出期限について規定しており、第1項では事務担当課所を提出先と定め、第2項では意見書の提出期限を縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までと定めております。

第9条は、見解書の作成等について規定しており、提出された意見に対する管理者の見解書を作成し、公表することとしております。

続いて、関連手続、協議及び委任に関する規定でございます。第10条は、環境影響評価との関係について規定しており、環境影響評価法または埼玉県環境影響評価条例に基づく手続を経たものは、本条例に定める手続を経たものとみなすこととしております。

第11条は、他市町村との協議について規定しております。1 ページおめくりいただき、施設の設置または変更により秩父広域市町村圏組合を構成する市町以外の区域に影響を及ぼす場合は、当該市町村の長に報告書の写しを送付し、縦覧等の手続の実施について協議することとしております。

第12条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

最後に、附則でございます。本条例は令和8年9月1日から施行することとしてございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第11号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(濱田雅之事務局長登壇)

濱田雅之事務局長 議案第11号 秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページを御覧願います。本案は、令和6年6月26日に公布された地方自治法の一部を改正する法律の一部の規定が令和8年9月24日に施行されることに伴うものでございます。この施行により地方自治法の条番号が変更となることから、当該規定を引用している関係条例について改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明を申し上げます。本案は、関係条例2件の改正を一括して行うものとなります。第1条の秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例の一部改正では、監査委員が監査の請求または要求を受理した場合の対応を規定しております第5条中の第243条の2の8第3項を第243条の2の9第3項に改めるものでございます。

続きまして、第2条の秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部改正では、議会の同意を要する賠償責任の免除に関し定めております第5条中の第243条の2の8第8項を第243条の2の9第8項に改めるものでございます。

附則でございますが、施行日は法の施行日に合わせ、令和8年9月24日とするものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（濱田雅之事務局長登壇）

濱田雅之事務局長 議案第12号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書6ページを御覧願います。本案は、人事院規則15—14の一部を改正する人事院規則が令和8年6月1日に公布、施行されたことに伴い、犯罪被害者等の保護と支援を強化するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げます。今回の人事院規則の改正によりまして、国家公務員が被害者参加制度に基づき、一定の刑事事件の被害者やその配偶者、親族として刑事裁判に参加する被害者参加人として裁判所等に出頭する場合の休暇の取扱いが見直されました。これによりまし

て、これまでの年次休暇による対応から新たに特別休暇に当たる官公署出頭休暇の対象へ追加されました。これは、裁判対応に伴う負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性が考慮されたものでございます。つきましては、組合におきましても同様に特別休暇の対象として明確に位置づけるため、本条例第14条第2項第2号の規定において、参考人の次に被害者参加人を加えるものでございます。

附則でございますが、施行日は公布の日からとしたいものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（鈴木和行消防長登壇）

鈴木和行消防長 議案第13号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご

説明申し上げます。

議案書 7 ページを御覧ください。本案は、岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めることを目的に、令和 7 年 8 月 29 日付、消防庁次長通知の火災予防条例（例）の一部改正についてにより、国の火災予防条例（例）について所要の改正が行われたため、火災に関する警報の発令中における火の使用制限についての改正、林野火災の予防に関する事項（林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報発令中における火の使用制限）の新設、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出を改正することについて、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の規定を整備するものでございます。

別冊の議案参考資料 5 ページ、秩父広域市町村圏組合火災予防条例新旧対照表を御覧ください。第 29 条、火災に関する警報の発令中における火の使用制限についてでございますが、火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第 22 条第 3 項に規定するものであることを明確にしたこと。また火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備、器具の従前からの変化等を踏まえた規定の削除について整備するものでございます。

続いて、林野火災の予防に関する事項（林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報発令中における火の使用制限）についてでございますが、第 3 章の 3、林野火災の予防を御覧ください。組合管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災の予防上注意を要すると認めるときは林野火災に関する注意報を発することができること。当該注意報が発せられたときは、解除されるまでの間、市町の区域内にあるものは火の使用制限に従うよう努めなければならないこと。組合管理者は林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用制限の努力義務の対象となる区域を指定すること。林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用制限の対象となる区域を指定することができることを新たに整備するものでございます。

続いて、議案参考資料 6 ページ、第 45 条を御覧ください。火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出についてでございますが、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等に「たき火を含む」が加わったこと、消防長が当該行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定できると新たに整備されたものでございます。

施行につきましては、令和 8 年 8 月 1 日としたいものでございます。

以上で議案第 13 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

猪野議員。

15番（猪野 茂議員） 15番、小鹿野議会の猪野でございます。本条例の改正についてご説明をいただいたところですが、林野火災についての質問をさせていただきます。

林野火災は日本だけでなく、現在スペイン、フランスで起きている大規模な森林火災では、両国合わせて30万人以上が避難する事態となっております。また、日本では今年4月22日に発生した岩手県大槌町での大規模な山林火災、38日目によりやく鎮火、秩父地域でも今年2月4日発生 of 秩父市浦山林野火災でも鎮火まで24日かかりました。その間人的、機械的による懸命な消火作業が繰り返され、多くの財産の消失や身体疲労を受けました。このように、一旦発生すると大きな災害に直面する林野火災に対する本条例の改正ではあるものの、一般住民には分かりやすく広報し、町民の火災への意識の高揚を促し、火災を起こさない、起こさせない取組に結びつけていくことが大切であると考えます。この点から、数点について質問させていただきます。

1、今回の改正では、林野火災注意報の創設からの改正であります。今年2月1日から運用が開始された林野火災警報と今回の林野火災注意報との違いについて伺います。

2点目、仮に本条例改正を国の準則のとおり令和8年1月1日に改正していた場合、令和8年1月から5月の間で林野火災注意報を発令した日は何日あったのか。また、組合のホームページで同時期に林野火災が5件発生したとの記載があります。同様に改正した場合、この5件において林野火災注意報が発令された日は何日あったのか伺います。

3、林野火災警報と林野火災注意報の概要を圏域住民及び圏域住民外の方々にどのように周知するのか、また発令された際の周知方法はどのようなものを予定しているのか伺います。よろしくお願いします。

議長（小櫃市郎議員） 答弁を求めます。

予防課長。

（堀口 勉予防課長登壇）

堀口 勉予防課長 それでは、15番、猪野議員からのご質問につきましてご説明させていただきます。

まずは1点目、林野火災注意報が2月1日から運用を開始しました林野火災警報との違いについてご説明をさせていただきます。

まず、林野火災注意報についてご説明させていただきます。林野火災注意報の発令指標といたしましては、前日までの3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ全30日間の合計降水量が30ミリ以下の場合、あるいは前日までの3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発表された場合、この2点が林野火災注意報の発令基準となります。また、今年の2月1日から運用を開始いたしました林野火災警報につきましては、先ほど述べました林野火災注意報の発令基準に加えて強風注意報が発令された場合、この場合が林野火災警報の発令基準となります。

続きまして、2点目、令和8年1月1日から林野火災警報の運用が開始されていた場合、この際に1月から5月までの間の林野火災警報が発令された該当日はあったかとお問合せについてご回

答させていただきます。林野火災警報の発令基準に達したのは、令和8年1月に1日該当する日がございましたが、当組合におきましては2月1日からの運用でしたので、こちらは発令しておりません。また、2月、3月、4月、5月につきましては、林野火災警報の発令基準に達する日にはございませんでした。

続きまして、3点目、令和8年から林野火災が5件発生しております。この5件の林野火災について、林野火災注意報について該当する日程はあったかということですが、こちらについて回答させていただきます。まず初めに、令和8年の1月18日、秩父市大滝でありました林野火災につきましては林野火災注意報の発令基準に該当しております。2件目、秩父市浦山で発生しました林野火災、2月4日の火災につきましては林野火災注意報に該当しております。続きまして、3件目、3月17日、秩父市の上吉田で発生しました林野火災、こちらも林野火災注意報の該当となっております。続きまして、令和8年の3月24日、皆野町で発生しました林野火災につきまして、こちらも林野火災注意報に該当しております。

なお、林野火災注意報につきましては、この3月24日以降5月末まで該当する日はございませんでした。横瀬町で発生しました林野火災につきましては該当外だったということでお答えさせていただきます。

続きまして、4点目といたしまして、この林野火災注意報について圏域内の住民、また圏域外の方々に対して、この概要をどのように周知をしていくかということについてご説明させていただきます。林野火災警報につきましては、本年の2月1日から運用を開始するに当たりまして、秩父消防本部のホームページ等で広報をさせていただきました。今回の林野火災注意報につきましては、同じく消防本部のホームページ、それから各市町で発行いたします市報、町報においての広報、それから秩父広域でのX等を活用した広報、それからポスターやチラシを作成した配布による広報を検討しております。

また、実際に林野火災の注意報、また警報が発令に達した際にどのように周知をするかについてご説明させていただきます。警報の発令に達した際には、いずれかの方法により周知をするということで、まず1点目といたしましては放送設備等による方法、2点目といたしましては広報車等による方法、3点目といたしましてはその他管理者が適当であると認める方法、この3点のいずれかにより周知を行うというものでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、猪野議員。

15番（猪野 茂議員） 再質問させていただきます。小鹿野町議会においても、この林野火災警報の取扱いについて同様の質問をさせていただきました。何しろ小鹿野町においても、他の市町村においても高齢化社会でございますので、ホームページを見て、それを理解してとかという部分においては、山間部の住民に関しては特に高齢化が進んでおるというようなことで、ホームページに頼る

という部分においては、かなり広報的な周知は難しいのではないかと私個人は考えております。ですので、突然注意報が発令されるというようなこと、警報が発令されるというようなこともございます。ぜひ先ほど回答いただきました放送による広報、広報車による広報等、市町と連携してぜひ分かりやすく、今発令しましたよと、注意してくださいよというようなことを、特に山の中にいますと、山林火災の原因になるたき火とか火入れなど人為的な要因によるものを、日常にその辺が扱われているというのが現実でございますので、ぜひ火災に対する意識の高揚と住民自ら火災予防に取り組む姿勢の推進にぜひ努力していただきたいと思います。この件についてもう一度伺います。よろしくお願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 予防課長。

堀口 勉 予防課長 猪野議員からの再質問についてお答えさせていただきます。

先ほど述べさせていただきました周知方法のほかに、昨年林野火災警報運用開始に当たりましては、各地域における防火講話等で高齢者の方、講話に来ていただいた皆様方にご説明をさせていただきました。今後も消防本部につきましては地域の皆様に対して、防火講話等を通じまして、林野火災のみならず火災に対する注意喚起を訴えていきたいと思っております。

また、火災予防といたしましては毎年11月の秋の火災予防運動、それから3月の春の火災予防運動、こういった際にも人が多く集まるスーパー、駅など、それから林野につきましては登山客の集まりやすい登山口等におきまして、消防機関におきましても火災広報を行っております。今後も引き続き林野火災、また火災の撲滅につきまして広報に力を入れていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） ほかに質疑ございませんか。

4番、内田均議員。

4番（内田 均議員） 4番、秩父市の内田です。たき火も入っているということですが、ごみ処理で一回消防署に電話された、そういうことで一回言います。その後、その人はまた2回も3回もやるというときの処置の仕方はどのようにしているのか教えてください。それをお願いします。

議長（小櫃市郎議員） 予防課長。

（堀口 勉 予防課長登壇）

堀口 勉 予防課長 4番、内田議員のご質問についてお答えさせていただきます。

ご質問の内容が、屋外においてごみ等を処理した方に対して、消防機関に対して注意喚起をしていただきたいということで消防機関を呼んだということに対するお答えをさせていただきたいと思っております。消防機関につきましては、火災について危険がある屋外の火の取扱いについて、危険であるということに関しまして注意喚起をさせていただきます。現地に向かいまして、その火を燃している状況が建物あるいは燃えやすいものの近くであれば、適切に消火をするように促させていただきます。先ほどごみ処理ということでありましたが、ごみ処理につきましては廃棄物の処理という

ことで、関係が消防部局だけではなく市町の生活の衛生環境担当の方々にも情報提供させていただきまして、一緒に対応させていただき、そのようなごみの処理をしないような指導をしていただいております。基本的には、消防機関としてはその焼却行為自体が明らかに火災の危険である、あるいは消火の準備をしていない、または火を消した後に取り灰を片づけていない、燃えさしを片づけていないといった場合には、直ちにそれを正すように指導をしております。ですので、実際に火が消えてからその場を去る、あるいは焼却について火災危険はなく、ごみの焼却であった場合には、市町の関係する部局が到着した場合にはその場で引き継ぐということがありますので、火災危険がなくその場を去る場合はあるかと思えます。ですが、先ほど申し上げさせていただきましたように、まずは火災危険がないかどうか、また風の吹く中で焼却していないかというところでこちらは指導いたしますので、再度通報があった場合には、こちらにも出動をするところではございます。

また、屋外で火を燃すことにつきましては、火災予防条例で火災と紛らわしい煙または火炎を上げる行為として届出の義務がございます。また、この届出をされる方々につきましては、消防機関につきましては必ず消火の準備、それから火の取扱い、消火後の対応、その場を離れないこと、また風が強い場合には焼却を行わないことなどを指導させていただいております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 4番、内田均議員。

4番（内田 均議員） 先ほどの件なのですが、要するに一回出動します、そのときにそういう注意をします、それでまた2度、3度繰り返したときのが、やっぱりホームページだとかいろんなので、そういうごみ焼きとかはしてはいけませんよというのはもう周知徹底されて、報道されているわけなんですけれども、同じことを繰り返す人に対して何か強いことが、その次の段階みたいなものがあるのかなのか、同じことをもう一回やるのか、それをお聞きしています。

それともう一点、ごみ焼きと野焼きの違い、要するに警察に届けば燃してもいいよというような話も聞きますので、どういう方法だったら燃してもいいのか、そのところもお聞きします。

議長（小櫃市郎議員） 予防課長。

堀口 勉予防課長 それでは、内田議員の再質問につきましてご説明させていただきます。

先ほど私の認識が誤っておりまして、同じ日のうちに2回、3回というふうに捉えてしまったのですが、その日以外に同じ方が行った場合ということの認識でよろしいでしょうか。先ほどお話をさせていただきましたが、明らかにその方がごみを燃していることが分かっているのであれば、先ほど申した担当の機関にはお話をさせていただいて、一緒に指導させていただくところでございます。ただ、その間を空けてから次のときにまた火を燃しているのが実際にごみを燃しているのか、あるいは火災に発展しそうなのか、あるいは実際に火災であるかということが分かりませんので、消防機関といたしましてはその通報をいただき、実際にごみを燃しているということよりも火を燃していることに対しまして、火災の危険があってはならない、あるいは火災であってはならないと

いうことで出動はさせていただきます。ただ、ごみの焼却をしてはいけませんよというのは、先ほど申し上げさせていただきました環境担当の部局であります市町の担当者の方にお願いととも、引き続きその情報の共有をさせていただくというところでございます。

それから、もう一点の追加につきまして、ごみ焼きと野焼きの違いというところなのですが、まずはこのごみ焼きにつきましては、産業廃棄物の処理に関する法令に関してくるものでございます。一般的には、過去には家庭の庭に焼却炉をつくって火を燃すようなことがあったかと思いますが、こういったものがもう今全てNGになっております。この中で例外とされているものというもののなのですが、基本的には風俗習慣上行われているもので、年末やお正月の時期に行われますおたき上げだったりどんと焼き、それから農業、林業、漁業等を営み、やむを得ずに焼却をしなければならないもの、こういったものは除外規定とされております。先ほど警察に届けばというお話があったのですが、警察に関することは、消防機関ではちょっと認識をしていないので、分からないところではございますが、消防機関からお話をさせていただいているのは、火災と紛らわしい煙または火災を発する場合には火災予防条例に基づきまして届出をしていただきたいということと、今回の条例改正につきましてはたき火も含むということですので、たき火につきましても届出をしていただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 他にございますか。

6 番、宮前議員。

6 番（宮前昌美議員） 秩父市の宮前でございます。お願いいたします。火災と紛らわしい煙または火災を発するおそれの行為ということで、前職でキャンプ場なんかを管理していたときに、これは必ず消防署に届けさせていただいて、ちゃんと判こをいただいて、許可証をもらってキャンプファイヤーだったりとか、最終的には、もうそれも皆さんにはやっていただくようにはお話しさせていただいたのですが、これって例えば予定されていた何日前までに届けなければならないとか、許可制だと思いますので、許可のその書類を頂かないと燃せませんよみたいな、そういう決まりというのはあるのでしょうか。

議長（小櫃市郎議員） 予防課長。

（堀口 勉予防課長登壇）

堀口 勉予防課長 それでは、6 番、宮前議員のご質問についてお答えさせていただきます。

まずは、キャンプ場においての火災または煙等が火災と紛らわしい行為に対する届出についてのご質問です。これにつきましては、まずは火災予防条例、また火災予防条例の規則におきまして、その行為を行う 3 日前までに届出をすることとなっております。また、これは届出でございますので、最寄りの消防機関に赴いていただきまして、書面にて届出を出していただきます。消防機関といたしましては、その際に実際に焼却をする場所の確認、それから連絡を取れる方の連絡の電話番号

号等をお聞きする中で、届出の書類を受理と一緒に火災予防指導をさせていただいております。

また、キャンプ場においてはたき火、キャンプファイヤー等年間を通して、営業期間中には長く火を燃す行為がそれぞれのお客様の場所で行われるということが想定されておりますので、通常はその都度届出していただいているのですが、キャンプ場につきましてはその営業期間中の期間につきまして、一括にて届出をしていただくことも支障はないということでそれぞれご説明をさせていただいております。

また、今年の2月1日から林野火災警報運用開始に伴いまして、管内のキャンプ場様にはチラシを持ってご説明に行ったのと併せまして、やはりその届出につきましてもこのような形でお願いしますということと、実際に林野火災の警報の発令基準に達さなくても、風が強かったり火の近くに危ないものがある場合には火を燃さないでくださいということでご説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 6番、宮前昌美議員。

6番（宮前昌美議員） ありがとうございます。今のはキャンプ場というかに特化してということでお話いただいたのですけれども、これも例えば野焼きだったりとかたき火も届けば、逆にいいのですかみたいなことになるのかなと思うのですけれども、その辺普通の一般的なたき火とか、野焼きに関しての消防側のほかの例を聞かせていただければと思います。

議長（小櫃市郎議員） 予防課長。

堀口 勉予防課長 宮前議員の再質問につきましてお答えさせていただきます。

野焼き、たき火の中で、先ほど申し上げましたたき火、それから農業に関するもの、それから宗教的、慣習的に行うものに関しましては届出をいただきまして、届出の中で支障がなければ、消防機関としては届出を受理するという形でございます。ただし、先ほども申し上げましたとおり、もしその日に林野火災警報に達する場合には、これは直ちに止めてくださいということを申し上げさせていただきます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 宮前昌美議員。

6番（宮前昌美議員） ありがとうございます。ちちぶエフエムなどでそういう情報というのを流すご予約というのはありますでしょうか。というのは、実は私あまり聞かなくて、私が言うのもおかしい話なのですけれども、消防関係のFM的なものというのはあまり耳にしないので、広域の中でそういう番組を持ってもいいのかなと思ったりとか、やはりこういう堅い文章だとなかなか住民の皆様には伝わりにくい部分がありますので、こういう書面だと堅くなってしまうので、もっと軟らかく分かりやすい、高齢者の方でもご理解いただけるような口調で皆様に伝わるように周知していただければいいなと思います。これは要望ですので、ご答弁をいただかなくても大丈夫です。ど

うもありがとうございます。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 16 分

再開 午後 1 時 19 分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（濱田雅之事務局長登壇）

濱田雅之事務局長 議案第14号 令和8年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につ

きましてご説明申し上げます。

本補正予算案は、歳入では循環型社会形成推進交付金の増額、歳出では秩父クリーンセンター及び消防分署における設備の修繕、汚泥再生処理センター施設整備基本計画修正業務並びに消防本部借用地取得に係る土地鑑定業務に必要な経費の予算措置を講ずるものでございます。

補正予算書 1 ページをお開き願います。歳入歳出予算の補正は、第 1 条にありますように現計予算額の総額42億3,024万5,000円に歳入歳出それぞれ42万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を42億3,066万6,000円としたいものでございます。債務負担行為は、第 2 条にありますように新たに債務負担行為を設定したいものでございます。

4 ページをお開き願います。清流園運転管理業務委託の債務負担行為を設定するもので、期間を令和 9 年度から令和11年度までとし、限度額を 1 億4,929万2,000円とするものでございます。施設の運転、維持管理につきましては有資格者の配置が不可欠でございます。しかしながら、現状は職員 7 名のうち 3 名を清流園に在籍された O B の会計年度任用職員で対応しており、今後の人員確保がますます困難になることが予想されます。このため、新施設が竣工するまでの間安定的な運転管理を継続すべく、同施設の運転管理業務委託について複数年度にわたる契約をしたいものでございます。

それでは、歳入歳出の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。8 ページ、9 ページをお開き願います。まず、歳入でございます。第 3 款国庫支出金、第 1 項国庫補助金、第 1 目衛生費国庫補助金は42万1,000円を増額し、補正後の額を1,151万8,000円としたいものでございます。汚泥再生処理センター建設事業の見直しにより、令和 6 年度に策定いたしました施設整備基本計画を修正する必要がございます。この計画修正業務の委託料について、循環型社会形成推進交付金の交付対象となるものでございます。以上、歳入合計で42万1,000円の増額補正となります。

続いて、歳出補正でございます。10ページ、11ページをお開き願います。第 4 款衛生費、第 2 項清掃費、第 2 目クリーンセンター費につきましては需用費、修繕料の増額と事業費確定による委託料の減額が相殺され、ゼロ円の補正となります。補正後の額を補正前と同額の 6 億3,414万8,000円としたいものでございます。

第10節需用費の修繕料は、苛性ソーダ貯留槽の薬品漏えいの修理費用として146万3,000円を増額する一方、第12節委託料は事業費の確定により 1 号炉各火格子・遮蔽ブロック・遮蔽板交換業務委託料を 3 万3,000円減額、本体施設定期清掃業務委託料を143万円減額し、合計で146万3,000円を減額するものでございます。

第 5 目し尿総務費につきましては126万5,000円増額し、補正後の額を7,362万5,000円としたいものでございます。

第12節委託料は、汚泥再生処理センター建設事業につきまして、当初計画では既存のし尿処理 3

施設を統合し、新施設の建設を予定しておりましたが、既存施設のうち溪流園を継続運用する見直しをいたしました。このことから、令和6年度に策定いたしました施設整備基本計画に修正が必要となり、当該修正業務委託に係る増額となります。

次に、第5款消防費、第1項消防費、第2目消防施設費につきましては4万4,000円減額し、補正後の額を2億6,709万5,000円としたいものでございます。

第10節需用費の修繕料は、北分署及び南分署の自家発電設備の不具合の修理費用として71万5,000円を増額し、第12節委託料は事業費確定により本部庁舎建築物環境衛生管理等業務委託料を168万1,000円減額するほか、新たに消防本部借用地のうち2名の地権者から売却意向が示されたことから理事会で協議いただき、購入を前提に土地鑑定業務委託料として92万2,000円を計上するものでございます。

次に、第8款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては80万円を減額し、補正後の額を2,920万円とするものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額の42万1,000円の増額補正となります。

最後に、12ページは債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第14号の説明を終了いたします。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(北堀史子水道局長登壇)

北堀史子水道局長 議案第15号 令和8年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

議案書の10ページを御覧ください。第1条は省略いたしまして、第2条は業務の予定量のうち(4)、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載をしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。今回の補正は、収益的収入のうち営業外収益の消費税及び地方消費税還付金を、収益的支出のうち営業費用の委託料及び路面復旧費並びに補助金を、営業外費用の消費税及び地方消費税納付金を、資本的支出のうち工事請負費の変更をそれぞれ行うものでございます。

まず、収益的収入の第1款第2項営業外収益の補正予定額1億6,393万9,000円の増額につきましては、令和7年度からの繰越事業も含め消費税及び地方消費税の再計算を行ったもので、令和8年度当初予算においては消費税は納付の予定でしたが、事業費の増加によって仮払消費税が増加し、還付となる見込みであるため計上をいたしました。

次に、収益的支出の第1款第1項営業費用の補正予定額4,086万2,000円の増額につきましては、西秩父事務所管内における緊急漏水修繕に伴う路面復旧費用として86万2,000円の計上のほか、有収率の向上を目的とした漏水調査業務の委託料として2,000万円の計上、また9月1日より施行予定の給水装置工事助成金交付要綱の制定に伴い、補助金として2,000万円を計上するものです。こちらの交付制度につきましては、水道配水管から水道メーターの1次側までの各個人が引き込む給水管に対して、1件10万円を上限とした助成を行うもので、老朽化した給水管の引替えを促進し、有収率の向上を目指すものとなります。

次に、第2項営業外費用の補正予定額6,361万円の減額は、消費税及び地方消費税の納付について、事業費の増加により仮払消費税が増加することで納付から還付となったため減額するものでございます。

続きまして、第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する

内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

その下段は、資本的支出の補正でございます。資本的支出の第1款第1項建設改良費の補正予定額6,080万円の増額につきましては、配水施設に関連する工事請負費でございます。主な内訳といたしまして、横瀬町町道5号線下郷橋拡幅工事に伴う配水管架替工事で4,000万円の計上、また三沢二本木第2増圧ポンプ場ポンプ井改修工事で1,440万円の計上のほか、そのほか配水施設の不具合による改修工事により追加計上するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

4番、内田均議員。

4番（内田 均議員） 内田です。この給水管の修繕に9月1日からの補助金ということで2,000万円の予算が落ちてきたということですが、この助成金はいつまで実施するのか教えてください。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

（町田忠男水道局次長兼経営企画課長登壇）

町田忠男水道局次長兼経営企画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今議会で予算が通過した後には要綱を定めようというふうに考えております。その要綱の中で、9月1日から施行ということと併せて、令和11年3月31日までに限りまして時限執行をするように定めようと考えております。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 4番、内田均議員。

4番（内田 均議員） 再質問させてもらいますが、今年は令和8年ですから、9月1日から令和11年の3月31日まで、今予算が2,000万円、これは今年度の予算であるのか、それとこの予算を続けていくのか、それと令和11年の3月31日で打ち切って終わりということでしょうか。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

町田忠男水道局次長兼経営企画課長 ただいまのご質問ですが、この2,000万円につきましては今年度の予算でございます。また、次年度につきましては、また改めて予算化をして執行する予定となっております。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

（富田能成管理者登壇）

富田能成管理者 私のほうから補足をさせていただきます。

本件は、先ほど内田議員が一般質問された件と深く関係するものでございます。今広域化して10年

たった私たちの広域水道の大きな課題がこの漏水の問題だというふうに思っています。漏水を少なくしていくということと有収率の向上を図ることは喫緊の課題だという認識の下、思い切ってキャンペーン的に漏水対策をしていきたいという思いがありまして、この補助金を創設しました。正直申し上げますと、やってみないと分からないところがございます。それは、私たちが広報、宣伝している中でどの程度住民の皆さんにそれが伝わり、使っていただけるかというところがございますので、その反応を見ながら先々を考えていきたい。一方、今のその70%台の有収率ということを考えますと、少し腰を据えてやっていく必要があろうかなというふうに考えています。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（鈴木和行消防長登壇）

鈴木和行消防長 議案第16号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書11ページを御覧ください。本議案は、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めたいものでございます。

現在秩父消防署東分署に配備しております高規格救急自動車を秩父消防本部車両更新基準を考慮した消防車両等年次整備計画に基づき更新するものでございます。当該車両は配備から6年経過し、走行距離約8万キロメートルで、更新後は南救急2として秩父消防署南分署へ配置転換し、配備から14年経過、走行距離約22万キロメートルの南救急2を廃車する予定でございます。

取得価格につきましては2,184万6,000円でございます。令和8年5月27日に指名競争入札を執行し、落札した埼玉トヨタ自動車株式会社秩父店と契約したいものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

(富田能成管理者登壇)

富田能成管理者 それでは、議案第17号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書12ページを御覧ください。秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の平沼邦夫さんの任期が本年7月31日をもって満了となります。これに伴い、その後任として東圭子さんを同委員に議会の同意を得て選任したいため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき提案するものでございます。東圭子さんは、小鹿野町の職員として長年にわたり勤務され、行政経験も豊富でございます。これまでの経験を活かし、公平委員会委員として公平、中立な人事行政の推進にご尽力いただけるものと存じます。住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

なお、任期につきましては、令和8年8月1日から令和12年7月31日までの4年間となります。

以上で議案第17号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第17号はこれを同意することに決しました。

○議員の派遣について

議長（小櫃市郎議員） 次に、日程15、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び秩父広域市町村圏組合議会会議規則第125条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

○日程の追加

議長（小櫃市郎議員） 開会前の全員協議会において、議長より特定事件の総務常任委員会へ付託することについて提案し、議員の皆様にご了承いただきました。そこで、特定事件の委員会付託の件を日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

特定事件の委員会付託の件を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定いたしました。

○特定事件の委員会付託

議長（小櫃市郎議員） お諮りいたします。先ほどの全員協議会において宮前議員より提案のあった件について、議長の諮問事項として、閉会中の継続審査として総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として総務常任委員会に付託をいたします。

○閉会の宣告

議長（小櫃市郎議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 1時45分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年7月29日

議 長 小 櫃 市 郎

署名議員 宮 原 み さ 子

署名議員 関 根 修

署名議員 若 林 光 雄

